

GAT 会員規約

第1条 (運営/管理)

本会は GAT(ガット)称し、ケイズボックスを母体に NPO 法人歌い人が管理し、音楽を通じての交流、音楽活動の支援を目的に活動する。

第2条 (入会資格/入会手続)

1. 本サークルは会員制とする。本サークルに入会できる者は、本サークルの趣旨に賛同し、GAT 会員規約を承諾した者とする。
2. 本サークルに入会しようとする者は、所定の申込み手続を行い、期日までに会費を支払うことで当該期間の会員資格を得たものとする。

第3条 (会員種別/会費)

一般会員について

1. 一般会員は「年会員」として、入会時に入会金を支払い、会費は前期と後期の二回に分け支払う。
2. 年会員は総会での議決権を有する。

特別会員(ケイズボックスの生徒)について

1. ケイズボックスに所属する者で本サークル活動に参加する場合は、NPO 法人歌い人の会員となり本サークルの会費ではなく、歌い人の会員となり所定の会費を支払うものとする。
2. 本サークル及びケイズボックスを退会した場合、理由の如何を問わず年会費は返金されない。
3. 本サークル会費で会場費が賄われない事態が生じた場合、その都度特別会員にて差額分を補填する。

第4条 (退会/再入会/休会)

1. 本サークルは自由に退会、再入会することが出来る。
2. 退会する場合は、次会費の納入期限前までに申し出ることとし、会費を支払った後に途中退会する場合は当該期間の会費は理由の如何を問わず返金されない。
3. 定期練習を2回連続で無断欠席し、その間1ヶ月以上連絡が取れない者は強制退会とする。
4. 年会員及び特別会員に限り、最大3ヶ月間休会することができる。但し3ヶ月を越えた時点で強制退会となり、当該期間の会費は理由の如何を問わず返金されない。
5. 半年で出席率50%を下回る者は次期継続することはできず強制退会とする。

第5条 (除名等)

会員及びその同伴者に、次の各号に該当する行為があった場合、会長は運営委員会の議決を経て当該会員の会員権利の一時停止または除名、並びに会員資格を剥奪することができる。

- ① 本規約及び本サークルの諸規則に違反したとき。
- ② 本サークルの名誉と品格を著しく傷つけたとき。
- ③ 他のサークル会員及びその他利用施設などに著しく迷惑をかけたとき。

第6条 (会員の義務)

1. 会員は、本サークルの参加にあたって、本規約及び本サークルの諸規則並びに本サークルの事務局であるNPO法人歌い人からの指示を守らなくてはならない。
2. 会員は、その他会員の個人情報の取り扱いに細心の注意を払い、本人の了承なく第三者に情報を提供してはならない。

第7条 (損害賠償責任)

会員は、本サークルの参加中、自己の責に帰すべき事由により本サークルまたは第三者等、人的・物的その他に損害を与えた場合は、速やかにその損害を個人で賠償しなければならない。

第8条 (免責事項)

本サークルは、会員の本サークル参加に際して生じた盗難・傷害・事故、また会員同士のトラブルなどについて一切の責任を負わない。

第9条 (サークルの休会)

本サークルは、やむを得ない理由により一時的に休会することがある。休会中の会費は再開時の会費に当てられるが、再開の目処が立たない場合は一旦返金される。

第10条 (規約の改訂)

本規約の改訂は、総会の決議により運営委員会がこれを定め、その効力は会員に及ぶものとする。

第11条 (規約に定めのない事項)

運営委員会は、必要に応じ、本規約に定めのない事項及び活動に必要な諸規則を定めることができる。

第12条 (事業年度)

本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(付則)

第13条 本規約は、平成28年4月1日より施行する。